

うめきた 2 期区域まちづくり検討会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪駅周辺地域部
会運営要綱第 3 条の規定に基づき、うめきた 2 期区域まちづくり検討会（以下「検討会」とい
う。）を組織する。

（目的）

第 2 条 検討会は、うめきた 2 期区域において質の高いまちづくりを実現するため、うめきた 2 期
区域開発に関する民間提案募集（以下「提案募集」という。）の優秀提案者との対話の内容を
踏まえて、同区域のまちづくりの方針案を作成することを目的とする。

（構成）

第 3 条 検討会は、学識経験等を有する者及び以下の各号に掲げる団体から選出された者をもって
構成する。

- (1) 大阪府
- (2) 大阪市
- (3) 独立行政法人都市再生機構

2 検討会に座長を置き、検討会の構成員の互選により選任する。

3 座長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、検討会への出席等必要な協力を依頼す
ることができる。

（検討会の公開等）

第 4 条 検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が公開することが適当でないとする事
項についてはこの限りでない。

（公開の方法）

第 5 条 会議の公開は、傍聴を認めることによりおこなう。ただし、座長が傍聴を認めることが適
当でないとする場合は、会議の要旨を明らかにする書面を作成し、これを公開することとする。

2 会議を円滑に運営するため傍聴要領を別に定める。

（ワーキンググループ）

第 6 条 優秀提案者との対話を行うため、検討会にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、次の各号に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 大阪府
- (2) 大阪市

(3) 独立行政法人都市再生機構

3 優秀提案者との対話は非公開で行い、対話の結果について、検討会に報告する。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は、大阪府、大阪市、独立行政法人都市再生機構において処理する。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

2 この要綱の改正は、座長が検討会に諮って行う。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。